

第3回 京都市子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議 摘録

- 1 日 時 平成27年7月10日(金) 15時30分～17時
- 2 場 所 京都市教育相談総合センター 会議室
- 3 出席者 東・岩井・梅山・大林・桶谷・小林・坂根・坂本・田中・中条・東南・中東・中村・萩山・橋本・初田・安見(委員は50音順, 敬称略)
- 4 内容
 - (1) 開会, 挨拶, 委員紹介, 本関係者会議について
 - (2) 説明 「京都市いじめの防止等に関する条例」等について, 京都市におけるいじめ等の状況と防止等の取組について, 京都市の学校教育について, 京都はぐくみ憲章(子どもを共に育む京都市民憲章)について
 - (3) 関係団体の取組等について
 - ・京都府警少年サポートセンターの取組
 - ・京都人権擁護委員協議会の取組
 - (4) 閉会

*「京都市いじめの防止等に関する条例」等について

(事務局からの説明)

- 条例は, パブリックコメント, 市議会での審議等, 市民ぐるみの議論を経て制定した。また, 条例におけるいじめの定義については, 「いじめ防止対策推進法」より広い視点で規定している。
- 「いじめの防止等取組指針」において, 条例にない項目として, インターネット等によるいじめの対応やいじめ問題の背景としての大人社会の課題への対応について述べている。
- 本会議は法に基づいた設置であるが, 平成22年度に設置した「子どもの規範意識を育むプロジェクトチーム」の趣旨を継承し, 法律の規定より広いテーマ・団体に参画いただいている。

(委員からの主な意見)

- いじめは学校の問題であるとの見方が多いが, いじめ問題の背景としてDVや児童虐待など大人社会の問題があるという視点は非常に重要であると思う。

*京都市におけるいじめ等の状況と防止等の取組について

(事務局からの説明)

- いじめの発生件数は減少傾向ではあるが, 数字にとらわれるのではなく, いじめが起きたときにいかに早く解消・解決に向けて適切な取組を行うかが重要であり, 引き続き, 未然防止も含めた取組を推進する。
- 子どもが遊び感覚で自身の不適切な画像をインターネット・SNS上に掲載したり, 友人間で交換する事案が問題となっている。友人関係の悪化から画像が拡散され, 深刻ないじめに発展するのではと危惧しているところである。
- いじめに関する取組として, 子どもの規範意識を育む取組の一環である「京都市中学校生徒会議・サミット」の開催や, スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の整備, いじめ防止啓発パンフレット・ポスターの作成・配布, いじめに関する教員研修等を行っている。

*京都市の学校教育について

(委員からの主な説明)

- 保護者・地域の方が一緒になって学校をより良くするために設置してきた「学校運営協議会」は平成26年度末に全小学校で設置することができた。現在は, 中学校ブロック単位での設置を進めているところであり, 保護者アンケート等により子どもの状況を把握し, 子どものために大人が学校や地域でどのような活動ができるかなどの協議が進められている。
- 和食が世界文化遺産に登録されたことを機に, 「和食推進の日」を月1回設定し, 和食の献立を提供している。また, 箸の持ち方や食材の産地に関する云われなどを学び, 食を通して食文化を楽しむ取組を行っている。
- 全小中学校で日曜参観において保護者・地域参画による道徳教育の授業を公開しており, さらに, 中学校区ブロック単位で祭りなど地域の文化を教材とした授業を検討するなど全国に先駆けた取組を推進している。
- 高校教育制度改革を機に, 子どもたちの多彩なニーズに応えられる学校を創り, 子どもたちが主体性を持って入学してくる仕組みを構築するため, さらに魅力ある高校づくりを推進し, 各校において創意工夫を凝らした特色ある教育活動を展開している。また, 伏見・洛陽両工業高校を再編し, 28年度に「京都工学院高校」を開校する予定である。
- LD等支援の必要な子どもの情報を幼稚園・保育園(所)等から小学校に伝える「就学支援シート」を用いて就学相談を進めていくことにより, 困りを抱えている保護者に寄り添った共汗的な教育の推進を図っている。

*京都はぐくみ憲章(子どもを共に育む京都市民憲章)について

(委員からの主な説明)

- 本憲章は, 子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くための市民共通の行動規範として平成19年に制定した。さらに, 憲章の実践を総合的に推進するため, 平成23年に「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を制定した。

- 憲章に掲げる6つの行動理念に基づく基本的な方策に関する行動と子どもの命や安全を脅かす課題への緊急の方策に関する行動を具体的に示した「行動指針」を定め、更に、指針の中から4つの「重点行動」を掲げて憲章の実践を進めている。
- 京都市小学校PTA連絡協議会が、小学生のスマートフォンや通信機能付きゲーム機の利用状況について、保護者2,500名にアンケート調査を実施した。その結果から、就学前からゲーム機を所持することで依存症につながる危険性や、「ネットいじめ」や「ネット依存」に比べて「個人情報の流布」に対する保護者の課題意識の低い現状が分かり、PTAにおいても対策を検討されている。

* 京都府警少年サポートセンターの取組について

(委員からの主な説明)

- 過去に非行に走った少年など、家庭・学校・交友等の周囲の環境や自身に問題を抱えた少年とその保護者に対し、警察から継続的な指導・助言等を行う「立ち直り支援活動」により、問題への対処や再非行の防止に取り組んでいる。
- 具体的な活動内容としては、対象少年の自己有用感やコミュニケーション能力の向上、居場所づくりを目的に、清掃活動や栽培活動、山登りなどの体験活動を実施している。
- 大学生ボランティア「KYO-SOLEIL」の協力を得て少年の学習支援も行き、学習意欲の向上や学習不安の解消、コミュニケーション能力の向上を図っている。
- 今後、京都府立ち直り支援チーム「ユース・アシスト」や京都自立就労サポートセンターとの連携も図っていききたい。

* 京都人権擁護委員協議会の取組について

(委員からの主な説明)

- 人権擁護委員制度は昭和23年に設立され、現在、全国で14,000人、京都市には46人配置されている。法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアで、弁護士や教員・学識者など様々な職歴を持った者がそれぞれの専門的な知見を活かした活動を目指している。
- 委員の活動は、人権相談を受ける「相談活動」、人権思想の普及を行う「啓発活動」、相談内容に人権侵害が疑われる場合に調査を行い、適切な対処を行う「救済活動」である。
- 人権相談は、電話相談のほか、平成18年度から「子どもの人権SOSミニレター」による相談を受け付けている。平成26年度は京都府内の子どもから330通の手紙が寄せられ、子どもとの手紙のやり取りの中で虐待が発覚したケースもあった。また、手紙を送ってくる子どもの8割は女子で、相談内容の3～4割はいじめに関するものである。学年別の相談件数を見ると、小学校3年生から5年生にかけてピークを迎え、中学校1年生から再び増える傾向にあり、特に思春期の子どもたちへのアプローチの仕方を模索しているところである。
- 啓発活動の一環として、小学校に水仙の球根を配り、水仙を育てる過程において人権教室を実施することによって「思いやりの心」を育てる活動を行っている。また、中学生を対象とした「全国中学生人権作文コンテスト」を実施しており、優秀作品の表彰式は京都市内の中学校のブラスバンド部や合唱部、放送部の子どもたちが中心となって実施している。